

参考資料 5-11 現行事業における事業終了時の引継ぎに係る規定

現行事業における事業終了時の引継ぎに係る規定は以下のとおりである。

業務区分	内容
維持管理	<p>(1) 維持管理・運営に係る記録及び事業終了時の引継ぎ</p> <p>a. 事業者が整備を行う 8 号館（外構及び附属施設を含む）及び A 棟改修については、下記の業務を実施する。</p> <p>(a) 事業者は、維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守、修繕等の履歴を記録し、保存する。</p> <p>(b) 事業者は、事業終了時の 1 年前（令和 5 年 3 月 31 日）に、下記に掲げる資料を国に提出し、施設の保守、修繕等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業終了時までの修繕計画について必要な協議を行う。</p> <p>① 修繕等により、図面に記載される 8 号館、A 棟、外構、附属施設の内容を更新した図面</p> <p>② 修繕等により、下記に示す施設の保全に関する資料に記載される 8 号館、A 棟、外構、附属施設の内容を更新した資料</p> <p>(ア) 建築物等の利用に関する説明書</p> <p>(イ) 機器取扱い説明書</p> <p>(ウ) 機器性能試験成績書</p> <p>(エ) 官公署届出書類</p> <p>(オ) 主要な材料及び機器の一覧表</p> <p>(カ) 総合調整測定表</p> <p>(キ) その他必要となる事項</p> <p>③ 修繕、保守及び運営等の実施状況に係る資料</p> <p>④ 施設劣化点検報告書</p> <p>⑤ 事業終了時までの修繕計画書</p> <p>⑥ その他国が必要と認める資料</p> <p>(c) 事業者は、要求水準を満たすよう事業終了時（令和 6 年 3 月 31 日）までに、上記(b)の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行い、国に確認を受ける。</p> <p>(d) 事業者は、事業終了時（令和 6 年 3 月 31 日）に、下記に掲げる資料を国に提出して確認を受ける。</p> <p>① 事業終了時の施設の状況に即して更新した上記(b)①から⑤の資料</p> <p>② 事業終了後 20 年間の長期修繕計画書</p> <p>③ その他国が必要と認める資料</p> <p>b. 事業者が整備を行う 8 号館（外構及び附属施設を含む）及び A 棟改修以外のものについては、下記の業務を実施する。</p>

参考資料 5-11 現行事業における事業終了時の引継ぎに係る規定

	<p>(a) 事業者は、維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守等の履歴を記録し、保存する。</p> <p>(b) 事業者は、事業終了時に、上記(a)の資料を国に提出して確認を受ける。</p> <p>(2) 現行事業者事業計画書による事業終了時の引継ぎ業務</p> <p>a. 建物竣工後 8 年目（事業終了時の 2 年前）に事業終了時タスクフォースを設置する。</p> <p>b. 業務責任者及び従事者と本事業事業者による業務引継ぎミーティングを複数回開催し、現場での管理方法や業務手順等を伝達する。</p> <p>(a) 業務引継ぎミーティングの一環として、業務見学会を複数回開催する。</p> <p>(b) 業務引継ぎのための訓練期間が設定された場合は、業務責任者等が引継訓練指導を支援する。</p> <p>c. 業務仕様書と各年度業務実施計画書等を整理し、現行事業終了後の円滑な施設運用のためのマニュアル作成に協力する。</p> <p>d. 現行事業終了後のサービス水準向上を可能とするため、施設利用者のヒアリング調査を実施し、その結果を引継ぎ資料とする。</p> <p>e. 現行事業終了後も 2 年間フォローチームを現行事業者内企業に維持し、情報提供や相談に対応する。</p>
運営	特段規定されていない。